

第2回江別市後見実施機関に関する検討委員会議事録

1 日時 平成28年11月1日（火）13時30分～16時00分

2 場所 江別市役所西棟会議室1・2号

3 出席者（敬称略）

- （委員） 林 恭裕（北翔大学教授）、西脇 崇晃（弁護士）、
大桃 涼輔（司法書士）、菅 しおり（社会福祉士）、
森田 弘之（NPO法人）、中川 雅志（江別市社会福祉協議会）
- （アドバイザー） 東 啓二、佐々木 佐織
（東京大学大学院教育学研究科・一般社団法人地域後見推進センター）
- （事務局） 健康福祉部長、健康福祉部次長、福祉課長、障がい福祉係長、
介護保険課長、参事（地域支援事業担当）、主査（地域支援事業担当）、
主任（地域支援事業担当）
- （傍聴人） なし

4 欠席者 なし

5 委員会資料

- ・次第
- ・資料1 第2回検討委員会の論点
- ・資料2-1 後見実施機関設置自治体運営状況調査結果（抜粋）
- ・資料2-2 後見実施機関設置自治体運営状況調査結果
- ・資料3 各種助成制度
- ・資料3-別紙 参考資料

6 議事概要

【1 開会】

（健康福祉部長挨拶）

（会議成立要件の報告）

【2 報告事項】

（事務局より後見実施機関設置自治体運営状況調査結果について報告）

【3 検討事項】

(1) 「後見実施機関の業務内容」ア「一般的業務」について

○委員長

資料1「第2回検討委員会の論点」に沿って議論を進める。

後見実施機関の一般的業務について、事務局からの意見を求める。

○事務局

まず、資料1に基づき第1回検討委員会の内容について確認をしておきたい。前回の議論や今回の調査結果にもあるとおり、各市の状況等を踏まえて委託設置先としては社会福祉協議会が望ましいという意見だったかと思う。他市町村が社会福祉協議会に委託しているからということではなく、日常生活自立支援事業の利用者が継続した支援を得られるメリットや、地域のネットワーク活動を主体に行っている地域福祉の実践者である社会福祉協議会が担っていくことで地域の支え合い基盤ができるといった意見があった。

後見の受任形態について、法人受任と個人受任のどちらがいいか議論をしていただいた。個人受任からスタートした場合は家庭裁判所から信任を得るのが厳しく、養成講座を受けた市民後見人候補者が最初から一人で活動を始めるのも難しい。まずは法人後見の後見支援員として経験を積み、その後、個人受任もしくはリレー方式も含めて活動の範囲を広げていくと言った議論があった。そうなった場合には、社会福祉協議会にも相応の支援体制が必要となる。

法人後見における後見支援員として市民後見人候補者を活用しながら、将来的に個人受任も担えるような仕組み作りを考えており、今日の各項目の議論の中でもその点を踏まえて議論いただきたい。

後見実施機関の業務内容としてとしては、後見制度に関する総合的な相談機能、市民後見人養成講座等の人材育成、バンク登録、制度の普及啓発のようなものになる。

相談対応の一つとして、親族後見及び任意後見の支援も含めて対応してはどうか。例えば、申立書類の作成や、親族後見で後見人になった方への書類作成のアドバイスなどを含めて、一定程度の支援をすべきか。資料2-1のうち、書類作成の支援については11市が支援を行っている。

○委員長

後見実施機関の業務として、親族後見及び任意後見のサポートをどの程度行っていくのか。相談件数がとても多い実施機関もあるが、それらの機関はこれらの支援業務も含めているのか。アドバイザーに助言を求める。

○アドバイザー

今年の1月に道から委託を受け後見実施機関の調査を行った。後見制度が必要かどうかの判断も含めた申立に関する相談が一番多かった。2番目に任意後見に関する相談が多かった。先週岐阜で講演した時に、NPO団体が2～3参加していたが、任意後見のいわゆ

る見守り人事務等のニーズが相当あり、民間レベルでは相当受けている。独居高齢者で親族とうまくいっていない方など、将来に不安を持っている方が、任意後見制度を知れば利用したいといったニーズが相当ある。後見実施機関としては、任意後見のニーズ状況や安心した暮らしの担保という面でも積極的に相談を受けた方がいいと考える。

もうひとつは、親族がいない方は市長申立だけが綱になっているが、任意後見を受任することで法定後見の申立人になることができるので、地域に任意後見が普及することによって全体で成年後見が広がっていく流れができる。

○委員

相談に対するアドバイスならいいが、例えば書類作成の支援について、後見実施機関が任意後見又は親族後見の書類作成の支援まで行うべきなのか、あるいは、司法書士などの専門職につなげるべきなのか。

○アドバイザー

後見実施機関に相談に来た時点ですでに係争が始まっている場合や、困難な案件については申立の段階から専門職に関わってもらったほうがいい。

申立書類の作成について、後見実施機関がすべて作成するという権限もなく、やってはいけない。あくまでも制度の説明や、誰が申立を行うかなどの道筋を示す等のコーディネーター機能としてみるべき。

○委員

後見実施機関でどこまで書類作成の支援を行うか整理しておく必要がある。書類作成に関する依頼ばかりが集中して別の業務まで手が回らなくなる可能性がある。

専門機関を紹介する時に、特定の事業所に偏らないよう配慮する必要がある。例えば、江別市内に司法書士は何名いるのか。

○委員

6～7事務所ほどある。任意後見に関する相談は多いが、後見人のなり手がいない。書類作成に関するより、後見人のなり手はいないかという相談の方が多い。専門職が積極的に任意後見を受けているかというところではなく、将来的なことであり年齢的な問題もあるので二の足を踏んでいる専門職も多い。

後見実施機関に相談にきても後見人のなり手がなければ話は進まないの、後見実施機関が法人後見や個人後見を受任できるレベルになればとてもいいと思う。よくわからない民間団体が任意後見をたくさん受任する状況よりも、信頼できる団体が受任した方がいい。まずは法人後見・個人後見を受任できるようになってから任意後見についても力を入れていくことでもいいと思う。

○委員

後見人のあてがあるから任意後見なのではなく、将来に不安があるから任意後見制度を利用したいという相談が多いのか。

○委員

身近に財産をまかせられる専門職の知り合いがいる方はほとんどいないと思う。漠然と、だれか後見人のなり手はいないかといった相談に来る方が多い。

○アドバイザー

私たちが進めているのが、後見実施機関で、後見人のなり手がいない方について、後見人の資質を持ち合わせている市民後見人候補者と本人をマッチングしてもらうこと。市民後見人の中で受任者として活躍してもらうといったことをしていかないと地域ではニーズに追いついていかない。専門職は監督人の役割を担っていることが多い。

○委員

任意後見の場合は、コーディネート機能の他に、後見人のなり手がいない場合に後見実施機関がどこまで対応するか整理する必要がある。市民後見人で対応できるかの判断と、ある程度キャリアを積んでからなら受任できるか考える必要がある。

○アドバイザー

任意後見の受任者の段階だと、日常生活自立支援事業の生活支援員とほぼ同じような業務内容になると思う。本人が元気なうちから関わっていければ、受任者の段階だと市民後見人の準備運動にもなると思う。

○委員

日常生活自立支援事業を試験的に使うと、今度は日常生活自立支援事業の許容量の問題が出てくる。

○アドバイザー

日常生活自立支援事業か任意後見かの判断は、本人の財産状況によると思う。グループホームに入所していると日常生活自立支援事業も使えなくなってきているので、そこを任意後見でカバーするといった方法もあると思う。そういった使い分けも必要になる。

○委員

施設からの相談で、任意後見の話をするとうち初めて聞いたという方もいる。親亡き後の問題があり、親が元気な間はいいが、障がい者がこの先どうしたらいいかと、任意後見制度の利用について相談されることがある。そういった時に法人で後見をやっている確たるころがあれば任意後見を利用したいという意見があった。個人ではなく法人で受任しても

らえれば、継続して受任してもらえるとというメリットがあると思う。ただ、後見実施機関立ち上げの段階では、親族後見サポートも含めて任意後見のサポートは、まだノウハウは持ち合わせていないと思う。

任意後見の場合は、契約の内容や個人個人によって代理権などの内容が違う。ましてや、任意後見契約は任意後見監督人がつかないと効力が発生しないが、公正証書で契約を結んだ段階ですぐに何かをやってもらいたいといった誤解を招く恐れもありえる。そういったことを含めると、任意後見については、範囲も広く個人差もあることを考え、開設当初の段階では慎重に考えるべき。

○委員

まずは事例を積み重ねていく中で対応範囲を広げていくべき。

制度の実態についてもまだ普及していないと思う。任意後見人がついても誰が監督人をするかという問題もでてくるので、その体制づくりも必要になる。

○アドバイザー

事務局のほうでも助言・支援と言っているのだから、そのくらいから始めるのがいいと思う。

○委員長

この件については、総合相談対応における親族後見・任意後見に対しては、相談内容の振り分け等をおこない相談支援・助言支援程度に留め、今後可能なら対応範囲を広げていくべきといった意見が多数であった。

(1) 「後見実施機関の業務内容」イ「市民後見人等に対する支援」について

○委員長

後見実施機関の役割として、市民後見人（後見支援員）に対して、困難案件などが発生し後見実施機関で対応しきれなくなった場合に専門職につなげる仕組み作りが必要になると思うが、他の市町村はどういった対応をしているのか事務局に説明を求める。

(事務局より資料2-2に基づき説明)

○委員長

後見実施機関の中の機能として、助言を行うための機関を設置している場合と、後見実施機関から専門職につなげている場合がある。

アドバイザーに助言を求める。

○アドバイザー

後見実施機関と弁護士の間で顧問契約を結んでいる場合や、つながりのある専門職に無

償で協力してもらう方法がある。専門職に無償で協力してもらうとしても、専門職には仕事が増えるというメリットがある。江別市くらいの規模では、顧問弁護士にお願いしている場合もある。ただ、そうすると相談できるのが一人しかいないというデメリットもある。

○アドバイザー

運営協議会に参加している専門職に相談している場合もある。

○アドバイザー

相談できる専門職がいないと後見実施機関も運営が厳しい。最初から困難な案件はすぐに専門職につなげれば良いが、問題は相続問題等の後見活動途中から発生してくるものの対応である。

○事務局

受任調整の段階で、困難案件は後見実施機関での受任対応は厳しいものと判断すると考える。

○アドバイザー

いざという時の相談先がないと、後見実施機関も自信を持って運営できない。

○委員

家庭裁判所は、法人後見の適格性を判断する時に、専門職との連携がとれているかも判断材料の一つにすると聞く。

○委員

最初の対応を間違えると、後から問題が大きくなる。「前に相談した時にはこう言われた、前と言っていることが違う」等のクレームもあり得る。業務の流れに関する具体的なルール作り及び整理が必要。

○委員長

専門職によるバックアップ体制作りが必要である。

(1) 「後見実施機関の業務内容」ウ「後見受任案件の対象範囲」について

(事務局より資料2-1に基づき説明)

○委員

首長申立が市民後見案件に適しているかについては、その可能性が高いだけであって絶対ではないと思う。首長申立以外にも市民後見案件に適しているものがあると思うので、

わざわざ市民後見人の活躍の機会を奪う必要はないと思う。

○委員

相談窓口が最初にどれだけ上手に案件を振り分けられるかが重要だと思う。こういった案件なのかを判断する適切な対応が求められる。

○委員

後見制度がまだ一般化していないので、相談が来るとしたら施設等と関わりのある専門職からの可能性が高い。一般市民は、直接後見実施機関に相談に来るのではなく、他の相談窓口から回ってくるようになると思う。後見実施機関は首長申立しか行わないとアナウンスしてしまうと、特別なところというイメージを持たれてしまい利用されなくなる。

○委員

相談業務を行っている、まずは相談窓口で相談に行こうというケースが多い。相談内容から重要な案件を見極められる職員がいるかないかも重要だと思う。

○委員

成年後見制度を理解している子供がいる高齢者は後見実施機関に相談に来るかもしれないが、一般的に高齢者は地域包括支援センターや市役所を介して後見実施機関に相談にいくことになると思う。

(事務局より資料2-1について補足説明)

後見実施機関運営状況調査の中で、首長申立以外に受任するケースとして、家庭裁判所から後見人の推薦依頼があった場合と、総合相談窓口で後見人を紹介してほしいと依頼があった場合との回答があった。

○委員

対象範囲を首長申立に限定する必要はないのではないか。

○アドバイザー

全国的に見ても、首長申立に限定しているところは市民の利用件数が伸びず、本来、センターに求められる機能が発揮できていない。ただ後見実施機関という看板を掲げているだけになってしまう。市民に寄り添った機関にする必要がある。

○委員

大きな都市では、無報酬で後見受任している専門職も結構いる。専門職後見人もたくさんいるので、家庭裁判所が積極的に市民後見人の推薦依頼を行うまでは困っていないと聞いている。

○委員

大都市は社会資源や事業所の数が多いので支援のネットワークが整っているのでは。

○アドバイザー

他と比べると受任件数が少ない。首長申立に限定すると利用件数は伸びない。

○委員長

受任案件の範囲をあまり限定しない方がいいと考える。

(1) 「後見実施機関の業務内容」エ「申立に関する業務」について

(事務局より資料2-1に基づき説明)

○委員

申立に関する業務の中で、首長申立を行うかの判断を行うのは市か。

○事務局

首長申立を行うかを最終的に判断するのは市である。

○委員

市町村に首長申立を依頼した場合、親族調査等を含めて半年はかかる。後見実施機関に依頼した場合は1年かかる可能性もある。申立にかかる時間を短縮するため協力体制が必要。

○委員長

申立に関する業務を完全に切り分けてしまうと、市と後見実施機関でわからない部分が生じてくる。どうやって共同していくか。

○委員

市と後見実施機関のどちらかがすべての業務を行うということにはならないと思う。

○委員長

例えば、虐待対応の場合、市と地域包括支援センターが一緒に関わり合いながら案件対応していくのでうまくいっている。そのような手順を、首長申立ではどう行っていくか。

○委員

申立手続きを早く進めるための方法を今後考える必要があると思う。

○委員長

相談マニュアル作りが必要だと思う。都度マニュアルに修正を加えていけばより良いものができ上がると思う。共同で動くことを前提として細かい役割分担は検討しながら整えていくべき。

(1) 「後見実施機関の業務内容」オ「ケース会議、受任調整機能のあり方」について

○事務局

相談案件に対して、どのような支援が適当かなど包括的な方向性を協議することも含めて受任調整会議で担うべきなのか。相談があった時、その案件に対して後見制度を利用するかしないか、もしくはそれ以外の支援の方法も含めて検討するケース検討会議的な要素もあわせもつべきか否か。

受任調整会議にかける案件かの判断も含めて事前にケース検討会議を行ってから受任調整会議にかける仕組みであったり、もしくはそれらを全部含めて一括審議する会議なのか。その案件の支援の方向性をどういった協議で決定していくべきなのかご意見をいただきたい。

(資料2-1に基づき説明)

どういった会議体で検討しているか調査を行った結果、13市中4市は委員会方式で検討を行っている。どの程度の組織かは不明だが、会議で検討している市が9市あった。

受任調整・支援方法を検討する場としてどういったものが望ましいのか各委員からご意見をいただきたい。

○委員長

受任調整に限定するか、ケース検討会議としての機能も含めるか。もしくは、受任調整会議とケース検討会議を別にするか。委員会とすると固定的なメンバーになるが、会議なら案件により柔軟に構成メンバーを変えられるメリットがある。

受任調整会議とはどういったものなのか。

アドバイザーに助言を求める。

○アドバイザー

委員会方式は動きづらい。対応スピードが求められている中で、委員会は2ヶ月に1回、もしくは1ヶ月に1回の開催になりがちなので、案件が塩漬けになる可能性がある。

市の規模では案件も多いと思うが、会議方式の方が支援の手を差し伸べるのが早いと聞いている。

○委員長

受任調整だけではなく、ケース検討会議も入れた方がいいのか。

○アドバイザー

運営がうまくいっている後見実施機関の話を知っていると、受任検討会議にかけるかケース検討会議で判断する重層的な形がよいと思う。忙しい専門職と日程調整を行うのが厳しいので、専門職が参加できる時は受任調整会議の対象案件を集めるなど、状況に応じて運用していけばうまくいくと思う。

○委員

ケース検討会議で受任調整会議にかけるかの判断を行い、さらに受任調整会議で受任検討を行うとすると、議論が重複してしまうのではないか。

○アドバイザー

当初は受任調整会議が相当機能しているが、ノウハウを蓄積していくと事務局レベルのケース検討会議で整理をしていくことになる。

○委員

ケース検討会議は事務局レベルのものでいいのか。

○アドバイザー

そういった運用をしているところが多い。

○アドバイザー

ケース検討会議と受任調整会議を同じ会議の中で行い、前半はケース検討会議、後半は受任調整会議といったイメージ。受任調整は毎回ないかもしれないが、ケース検討会議は定期的に行う必要があると思うので、そういった定期的な会議の中に受任調整機能を持たせるのがいいと思う。

○委員長

ケース検討会議は後見実施機関内に設置し機関内の人間によって行う。受任調整会議は外部の人間も含めて行う。受任調整会議とケース検討会議は同じものになるのか。メンバーは変わるのか。受任調整会議にかけるかの判断を行うだけなら、ケース検討会議ではなくて事務局内調整でもいいのではないか。それであれば受任調整会議を一つ設置すれば済む。

○アドバイザー

ケース検討会議は、地域包括支援センター・市の職員も含めたものになると思う。

○委員長

受任調整会議のメンバーはどうなるのか。

○アドバイザー

専門職も含めたものになる。

○委員長

その場合のケース検討会議はどういった意味を持つてくるのか。

(事務局より、北海道保健福祉部が発行している後見実施機関運営等マニュアルのケース検討会議・受任調整会議に関する項目について説明)

○委員長

ケース検討会議が、福祉的なサービスなども検討する場であるなら社会福祉協議会の総合相談機能と重複してしまう。それならば、後見実施機関に設置するケース検討会議や受任調整会議の目的を絞り込んだほうがよい。成年後見制度の相談にきた案件についても、日常生活自立支援事業の利用など、成年後見制度以外の検討等も行っていくのか。

○アドバイザー

縦割りではなくすべてを相談できる総合相談窓口がこのケース検討会議になってくると思う。そこから受任調整会議にかけるか他の対応を検討するかの判断を行う。

○アドバイザー

いずれにしても2段階にする必要がある。すべての案件を受任調整会議にかけるわけにはいかない。

○委員

資料の後見実施機関の人員配置について、少ない人数で運営している。社会福祉協議会はいろいろな機能を持っているので、一旦後見実施機関以外の職員でもたくさんの相談を受け、その中で案件を割振り、その次にケース検討会議等で検討していくという把握でよいか。

○アドバイザー

その通りである。各事業窓口の横の連携がないので、解決に至らない事例もある。ケース検討会議で関係機関がどう関わっていけるか、さらに、後見制度が必要なら受任調整会議に持っていく等の対応が必要。

○委員

後見実施機関だけでケース検討会議や受任調整会議を行うとなると厳しいと思う。社会福祉協議会が持つさまざまな機能も合わせて相談対応するということか。

(委員長より提供のあった資料を配布)

○委員長

一度概念を整理した。後見実施機関業務として社会福祉協議会が委託を受けたものと、社会福祉協議会が本来持っている事業に分けた。社会福祉協議会が持っている総合相談機能から、後見実施機関の後見制度に関する総合相談につながるルートと、後見実施機関の総合相談機能から社会福祉協議会の日常生活自立支援事業につながるルートもある。後見実施機関と社会福祉協議会の業務が一体的に運用されることで社会福祉協議会らしさが出てくる。

後見制度の利用に関することであれば後見実施機関が対応し、生活支援に関することであれば社会福祉協議会が対応するとなれば、社会福祉協議会が委託を受ける意味がもっと出てくる。

○委員

今はくらしサポートセンターで何でも相談を受けている。後見実施機関の委託を受ければ、くらしサポートセンターに来る場合と後見実施機関に来る場合があると思う。くらしサポートセンターから、日常生活自立支援事業につなげる、生活費の貸付を行うなどの連携を行っているので、どこの窓口でも総合的に相談を受けることは可能。

ただ、振り分けをするときにケース検討会議を行い、受任調整会議で正式に決定してもらおう等の整理を考えている。

くらしサポートセンターは生活に困窮している方が来るので、後見実施機関に相談に来る人とは性質が違うと思う。

○委員

くらしサポートセンターでも、成年後見制度を支援ツールの一つとして捉えてくればよい。

後見実施機関ではなく、くらしサポートセンターや社会福祉協議会の総合相談窓口の方から成年後見につながれば、家族関係の調整は社会福祉協議会が担当し、本人が地域で権利侵害されずに生活するために後見制度を利用するなどの仕分けを社会福祉協議会の総合相談窓口が行っていければいいと思う。単体で活動するのはもったいない。

○アドバイザー

すでに存在するケース会議を活用し、受任調整会議にかけることになった時にどう専門職に参加してもらうかの仕組み作りができれば十分だと思う。

○委員長

後見実施機関と社会福祉協議会の関係者でケース検討会議を設置し、受任調整会議にかけるか日常生活自立支援事業等の利用かの判断を行えればよいと思う。

○アドバイザー

委員会のみを設置している市町村は運営が大変そうである。

○委員長

受任調整委員会にして大きな会議体にするのか、あるいは案件によって少人数で検討していくのか工夫が必要。法律の専門職は必要になると思うが、他のメンバーについては柔軟に対応してよいと思う。

○アドバイザー

他の市町村では受任調整会議はある程度のメンバーを決めている。ただ、専門職が入るタイミングがある時とない時がある。

○委員

全体会議を年1回開催し、その下に小規模な合議体があってもいいと思う。そうすれば全員で集まる必要がなく、年1回ないし2回の全体会議で情報の共有はできる。

○事務局

他の市町村の実態も踏まえながら、今回の意見も含めて、社会福祉協議会の職員に数名を加えたケース会議と、ある程度固定されたメンバーに数名を加えた受任調整会議の2段階として、構成メンバーをどうするかも含めて、今後調査を行い検討を進めていきたい。

(1) 「後見実施機関の業務内容」カ「後見実施機関運営協議会のあり方」について (事務局より資料1・資料2-1に基づき説明)

○委員長

適正な後見業務を担保するという意味では、社会福祉協議会に設置するのは筋が違うと思う。ただ、他の市町村は委託先に設置している。機能しているのか。

○アドバイザー

地域包括支援センターで考えると、国からの通知で運営協議会はほぼ100%自治体側に設置されている。後見実施機関についても本来そうなるはずだったが、国のワーキング委員会に参加していた時、運営協議会の設置先については積極的に議論されておらず、当然に自治体側に設置されると思っていたが、国からの通知では後見実施機関に設置するようなチャートに入っていた。理想論で言うと、監督責任なので自治体に設置するべき。

規模の大きな市ではこれ以上委員会を設置できない実態もある。委託料・運営状況の確認等も含めて委託元からの目が必要。

○委員

うまく運営するための運営委員会ならば社会福祉協議会内部に設置するのはわかる。第三者機関のように協議体として自治体に設置すれば、運営状況を客観的に判断することができる。

○委員

江別市は行政がよく介入してくれている。これを今後どう継続していくかが大事。

○委員長

監督と運営を分けた方がいいと思うので自治体に設置した方がよいのか。

○事務局

センターの運営を社会福祉協議会で行うのであれば、協議会の運営を市で行っても、形式的になってしまうおそれがある。運営協議会だとしても、年1回くらいの報告になると思うので、回数を重ねてくると形式的になってくる場合が多い。機能をどれだけ担保できるか。

○委員

監督という意味ではどういった会議を行うかが重要。ただの報告を行うだけの場であれば委託先に設置してもいいと思う。行政として関わりをもって、主体的に報告等の取りまとめについて責任を持って行うなら自治体が持つべき。実際何をやるかということ。

○委員

運営協議会は、江別市と社会福祉協議会の間に第三者が入って今後の方向性を議論する場。検証していくような仕組みを作らないとだんだん形式化していってしまう。

○委員

市民後見を受任するということは大変なこと。どんな会議でも淡々と行っていけば形だけはできてくる。ただ報告を受けて終わってもいいような事業ではない。一人一人の人生を左右する事業なので、しっかり考える必要がある。

○委員

最初に目的をしっかり持つことが大事。後見実施機関の設立時に目的をしっかり整理して、設置経過を残しておけばこの先の運営にも役立つ。

○委員

もし可能なら、運営協議会に市民後見人の代表にも入ってもらった方がいいのではないかと。市民後見人の後見実施機関に対する意見も聞くことができる。

(2) 「後見実施機関の体制」ア「業務量の見込みと人員体制」について

(事務局より資料2-1に基づき説明)

○委員

少なくともコーディネートする専門職が一人は必要だと思う。専任で業務を行う職員がいなくこの業務は広がっていかない。しっかりとした窓口があるから相談にくる。地域包括支援センターや専門職とネットワークがあればだんだん広がっていく。社会福祉士くらの資格は持たなければいけないと思う。

市民後見人養成講座を受けた人もいるから、相談窓口対応はボランティアで養成講座を受けた人にやってもらう方法もあると思う。誰でも最低限の業務を行えるマニュアル等があればボランティアでも構わないと思う。

○委員

今後個人後見も受任していくことになると思うが、支援体制がしっかりしていないと家庭裁判所からの信任を得るのが難しい。年に1回報告書の提出等も必要になるので、提出資料をしっかりと作成できるように人員が必要。

○委員

社会福祉士だと、他の市町村でも後見活動の支援をしている。社会福祉士会の中でも、きちんと後見業務ができるように教育を受けた人間が所属する「ばあとなあ」でなければ後見業務はできないとしている。それくらい社会福祉士会の中でも後見業務は難しいとされている。

その「ばあとなあ」の中に入っている人が「ばあとなあ」から支援を受けられるようになっており、ある程度のフォローアップもできている。家庭裁判所からは「ばあとなあ」を通してでなければ後見の委託もしてくれない。

社会福祉士はたくさんいるが、後見実施機関の業務については専門的な社会福祉士の採用が大事。

○委員

相談を受けている感覚で言うと、案件の掘り起こしを行わなければそんなに相談が来るということにはならないと思う。後見実施機関が設置されたら紹介しようと思う案件は月に1~2件くらい。

当初は任意後見のことで相談に来ていたが、話を聞いてみると相続の話であったりすることがある。

○委員

最初は啓発などに比重を置くことになると思うが、家庭裁判所から信頼されるだけの体制作りも重要。

○事務局

社会福祉士会には後見実施機関の職員として紹介してもらえる社会福祉士は存在するか。

○委員

登録している人間を事務局で検討して紹介することはできるかもしれない。

○委員

社会福祉士会はみんな仕事に就いていると思うので引き抜きのようなことになることも懸念。

(2) 「後見実施機関の体制」イ「実施機関の名称」について

(事務局より資料1に基づき説明)

○委員

だいたい各市町村は「成年後見センター」か

○アドバイザー

「権利擁護」だとわかりづらい。小規模な自治体だと「サポートセンター」と名付けているところもあるが、大規模な自治体だと「センター」と名の付く機関がたくさんある。

○委員

何をやっているかわかりやすい名前がいいと思う。

○事務局

地域包括支援センターについても、当初は誰も名前を知らなかった。何をするとところなのかまったくわからない状況だったので、今回後見と支援という言葉は入れたいと考えている。

○委員

愛称等があってもいいと思う。既存のくらしサポートセンターと統合させるのはどうか。

○委員

すでに先行して設置されているくらしサポートセンターに、新しい事業が一つ入っても理解しづらいと思う。

○アドバイザー

くらしサポートセンターと統合するというのもイメージとしてはいいと思う。今年ある

まちで成年後見の不動産に関する支援の勉強会を行ったが、その案件を出してもらったところ約7割が生活困窮者自立支援センターから上がってきた。これは、困窮者自立支援センターでは後見センターの機能がないため。

機能的に連携しなければ解決できない問題もあるので、統合というイメージは組織の中で強く機能させていった方が、担当者同士にとっても良く、人材の配置についても限られた予算のなかで行わなければならないので、合理的に機能させることができると思う。

○委員

社会福祉協議会が本来持っている総合相談機能の一部をそれぞれが担っていると職員が意識しなければならない。窓口を設置するとその対応はその部署だけとなりがち。きちんと連携していくことが重要。

名称については「江別市成年後見支援センター」が妥当と考える。

(3) 「その他」について

○委員長

今回配布されている資料3について説明はあるか。

(事務局より資料3に基づき説明)

○委員長

国も予算がないので補助金の減額が進んでいる。

他に質問のある委員はいないか。

○委員

事務局に2つお願いしたいことがある。

1つ目は、12月に開催を予定している市民後見人フォローアップ研修で、現在市民後見人名簿に登録されている市民後見人に対して、今後も登録の継続を希望するか確認してほしい。

2つ目は、平成29年度の後見実施機関運営に係る予算についてと、フォローアップ研修はまた来年以降も実施する予定なのか等現在わかっている範囲で教えて欲しい。

○事務局

1つ目について、事務局においても登録の継続に関する意向調査を行いたいと思っていた。ただ、登録の継続は希望しないが、フォローアップ研修の受講を希望された場合の対応については検討が必要だと考えている。

2つ目について、平成29年度予算確保に向けて動いていきたいと考えているが、現状は予算状況については未定である。ただ、フォローアップ研修については、財政査定を経て議会で決定されることではあるが、確保できるのではないかと考えている。

○アドバイザー

成年後見制度利用支援事業について、国から首長申立に限定すべきでないと通知が出ている。今後の検討が必要か。

4 その他

(各委員、事務局からの発言なし)

5 閉会